

相模原市監査委員公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき環境経済局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月25日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和2年8月5日から同年12月24日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

環境経済局

(2) 対象年度

令和2年度。ただし、必要に応じて令和元年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 需用費(消耗品費)の支出に関する事務	資源循環部 南清掃工場
(2) 委託料の支出に関する事務	環境共生部 公園課 資源循環部 清掃施設課、南清掃工場、橋本台環境事業所、津久井クリーンセンター
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	環境共生部 環境政策課 資源循環部 麻溝台環境事業所、相模台収集事務所
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	経済部 農政課 環境共生部 水みどり環境課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 需用費(消耗品費)の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出は適正な時期に行われているか。</p>
(2) 委託料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。</p> <p>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク</p> <p>支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。</p> <p>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。</p> <p>ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>

(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
--------------------------	--------------------	--

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 需用費(消耗品費)の支出に関する事務

見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、納品書、請求書 等

イ 委託料の支出に関する事務

見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、業務委託報告書、請求書 等

ウ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

見積書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、請求書 等

エ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

交付申請書、収支予算書、交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書、収支決算書、額確定通知書、支出命令書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

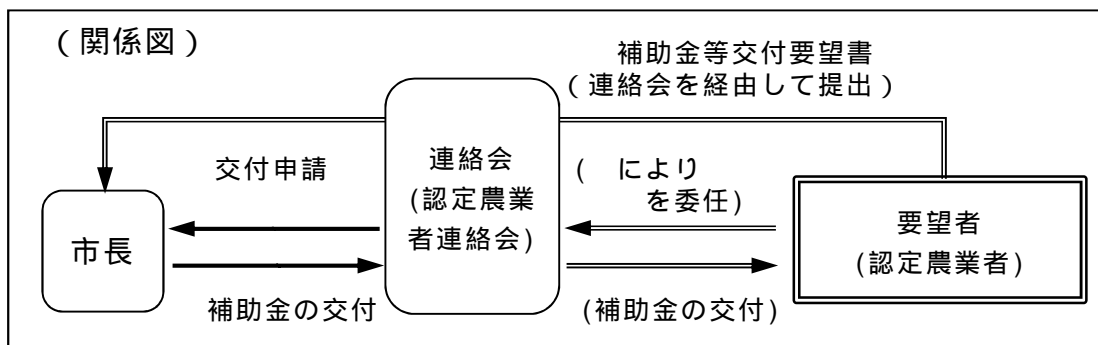
(3) ヒアリング

農政課、清掃施設課及び橋本台環境事業所の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査の結果

(1) 指摘事項

農政課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、平成31年度認定農業者育成事業補助金において、下図の関係により実施される事業であることが確認された中で、次のような事例が見られた。



補助金の交付手続を確認したところ、相模原市認定農業者育成事業補助金交付要綱(平成8年4月1日施行。以下「交付要綱」という。)第4条第1項に規定する補助金の交付を要望する認定農業者(以下「要望者」という。)から市長への補助金等交付要望書の提出は確認できず、認定農業者連絡会(以下「連絡会」という。)が作成した補助金要望書(一覧)により交付の要望が行われていた。

要望者から補助金等交付要望書の提出が確認できないことから、要望者から連絡会への委任を規定する交付要綱第4条第2項は適用されず、要望者から連絡会への委任がないままその後の手続をしたことは、不適正な事務処理である。

なお、交付要綱第4条第2項は、要望者から連絡会へ補助金の交付申請、交付請求、受領等に関する権限の委任を規定しているが、委任は当事者間の委託と承諾によって効力を生ずるものであるから、要望者から連絡会への委任状の確認は必要であることを付言する。

今後は、本事業における補助手続を整理し、補助金事務を適正に執行するよう改善を図られたい。

(2) 注意事項

橋本台環境事業所の委託料の支出に関する事務について調査したところ、橋本台環境事業所管理棟清掃業務委託において、受注者から提出された作業日報に、契約書の作業基準表に定められた業務内容の一部について、実施した旨の記載が確認できない事例が見られた。

このことについては、「受注者に確認した結果、業務は適正に実施されていた」とのことではあったが、今後は報告書類の記載内容を十分に確認するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

- (3) 環境経済局におけるその他の財務に関する事務の執行について、監査基準及び令和2年度財務監査及び行政監査(第2期：環境経済局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等が当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされている。

しかしながら、過去に指摘された事項については是正又は改善の措置を講じたとして通知があったにもかかわらず、後年度の監査において依然として同様の不適正な事務処理が判明するといった事態が生じている状況にある。監査の指摘事項等については全庁周知を行うとともに、指摘が多い事項について研修、事務点検等により対応が図られているところではあるが、過去の監査結果が教訓として生かされていないと言わざるを得ず、是正又は改善のための取組等が継続して実施されていないことは更に重大な事務処理誤りにつながり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に調査検証を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成29年度に実施した財務監査及び行政監査の結果

を考慮し、選定した。

(1) 委託料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
経済部 産業・雇用政策課	・仕様書に定めた12事業のうち、11事業について、書面による履行確認の未実施	契約の相手方から実施事業の書面による報告の受領 履行確認の重要性や提出書類等の再確認の必要性について、課内で周知徹底
環境共生部 公園課	・再委託をする業務の内容や範囲が不明瞭 ・再委託する業務内容の確認が不十分	再委託をする業務内容や範囲を明瞭に示すよう、契約相手方に指示 再委託をする業務内容や範囲の妥当性を適切に審査するため、仕様書に明記する業務内容の記載見直し 再委託の適正な執行について、課内研修を実施

(2) 旅費の支給事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
資源循環部 廃棄物指導課	・直行の場合の出張旅費の算定誤り(上限額を超える過払い)	出張命令票作成フロー図や算定シート等を作成し、旅費算定誤りを防止 承認者及び決裁者による確認方法の改善 課内研修を実施し、演習問題を通じ旅費算定方法を再確認

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	(1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。 (2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。 (3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。 (4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。

(5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。

5 主な監査手続

監査基準第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、見積書、入札結果報告書、随意契約で 2 人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、業務委託報告書、請求書 等

イ 旅費の支給事務

前回指摘事項等の改善状況、支出負担行為兼支出命令書、出張命令票、出張命令簿、請求書、委任状、出勤簿、通勤届 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

今回の行政監査において、環境経済局における平成 29 年度財務監査及び行政監査の結果に基づき措置等が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の執行が確保されているかを主眼として書面調査及び聞き取り調査を実施した。

その結果、監査基準及び令和 2 年度財務監査及び行政監査(第 2 期：環境経済局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、指摘事項等となった不適正な事務処理について、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。